第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第4日）

令和８年３月 18 日（水曜日）

議事日程（第４号）

令和８年３月 18 日　午前９時開議

日 程 第 1　委員長報告
日 程 第 2　討論・採決
日 程 第 3　陳情審査報告
日 程 第 4　同意第６号　教育長の任命について
日 程 第 5　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日 程 第 6　発議第１号　竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制度を求める意見書の提出について
日 程 第 7　閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

日 程 第 1　委員長報告
日 程 第 2　討論・採決
日 程 第 3　陳情審査報告
日 程 第 4　同意第６号　教育長の任命について
日 程 第 5　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日 程 第 6　発議第１号　竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制度を求める意見書の提出について
日 程 第 7　閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（10 名）

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	内 藤 眞 一	4 番	高 橋 英 次
5 番	安 部 誠 也	6 番	景 山 登 美 男
7 番	安 部 丘	8 番	平 石 玲 児
9 番	岸 光 研	10 番	高 橋 徹

欠席議員（なし）

欠　員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	藤原一也	書記	渡邉信太朗

説明のため出席した者の職氏名

町長	塚原隆昭	副町長	曽田卓文
教育長	大谷哲也	教育次長	石飛幹祐
総務課長	永井あけみ	防災危機管理室長	田村剛
まちづくり推進課長	藤原清伸	住民課長	野津史昭
保健福祉課長	安部農	福祉事務所長	門脇貴子
産業振興課長	深石尚志	産業振興課総括監	本間康浩
建設課長	森山篤	基幹支所長	渡邊博司
病院事務長	高橋克裕	会計管理者	高木ゆかり
		代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名

なし

午前９時００分開会

○議長（早樋　徹雄）　おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本日の日程に入る前に、執行部から発言を求められております。

これは、議案第25号、公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理者の指定についての提案書類に不備があり、これを訂正をするものでございます。お手元に配付のとおりです。まず、訂正についての発言を許します。

門脇福祉事務所長。

○福祉事務所長（門脇　貴子）　番外。

議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

本定例会の初日であります３月３日に提案理由説明をいたしました議案第25号､公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理の指定についての議案において、字句の記載漏れがありましたのでご報告いたします。

これは議案として提出する際、その内容の最終確認を私が行ったためであり、深くおわび申し上げます。

議案提出後の訂正ですので､飯南町議会会議規則第20条の規定により､訂正させていただきたいと思います。改めてご説明いたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願い

いたします。

それでは、先ほどお配りいたしました書類により、提出議案の訂正について説明いたします。お配りした書類をご覧ください。

今回の訂正については、議案第25号、公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理の指定について、の字句の記載漏れの訂正となります。

その内容は、1ページ1行目。括弧中、飯南町障がい者共同生活支援施を飯南町障がい者共同生活支援施設に訂正するものです。

今後は誤りがないよう複数人による確認作業を徹底してまいりたいと思いますので、このたびは大変申し訳ありませんでした。以上です。

○議長（早樋　徹雄）　次に訂正の手法、方法について説明を求めます。

○総務課長（永井　あけみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　永井総務課長。

○総務課長（永井　あけみ）　番外。

それでは訂正の手法についてご説明いたしますが、まずもって本定例会においては既に一度議案の訂正をさせていただいたにもかかわらず、再度の訂正となり、大変申し訳ございません。

議案の訂正方法についてご説明をいたします。

このたびの訂正については、ページ数の増減がない訂正となりますので、現在、サイドブックスに入れている議案をアップデートという形により、正しい議案データに修正させていただきたいと思います。

この方法であればメモ機能は維持されますので、議案データが二つ並ぶことはございません。ご確認いただく際にも影響がないものと考えておりますので、この方法で訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　説明が終わりました。

この件につきましては、議会会議規則第20条第1項による訂正の申出があっておりますが、軽易な事項であり、議長において、厳重注意をし許可しておりますので、ご了承いただきたいと思います。この件につきまして、特にご発言がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　はい。ないようでございますので、この件についてはこれで終わります。

日程第１　委員長報告

○議長（早樋　徹雄）　日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

はじめに、総務厚生常任委員会委員長、６番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（景山　登美男）　６番。

おはようございます。委員会審査報告を行います。

……

令和８年３月18日

飯南町議会議長　早樋　徹雄　様

総務厚生常任委員会

委員長　景山　登美男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第２号。件名、飯南町認知症を理解し寄り添うまちづくり条例の制定について。審査の結果、原案可決。

議案第３号、飯南町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第４号、飯南町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第５号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第６号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第12号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第14号、飯南町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案可決。

議案第15号、公の施設（志津見集落活性化施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第16号、公の施設（滞在型市民農園）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第25号、公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第29号、令和７年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第５号)、原案可決。

議案第30号、令和７年度飯南町病院事業会計補正予算(第５号)、原案可決。

議案第34号、令和８年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第35号、令和８年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第36号、令和８年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第37号、令和８年度飯南町病院事業会計予算、原案可決。

……

以上であります。

○議長（早樋　徹雄）　これで委員長報告を終わります。ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、４番、高橋英次議員。

○教育経済常任委員会委員長（高橋　英次）　議長。４番。

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋委員長。

○教育経済常任委員会委員長（高橋　英次）　はい。

おはようございます。ただ今より委員会審査報告を行います。

……

令和８年３月18日

飯南町議会議長　早樋　徹雄　様

教育経済常任委員会

委員長　高橋　英次

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第７号。件名、飯南町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査の結果、原案可決。

議案第８号、憩いの郷衣掛の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第９号、都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第10号、琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第11号、飯南町観光・体験農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第13号、飯南町交流物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案可決。

議案第17号、公の施設（飯南町地域農業総合管理施設（頓原農業用機械格納庫））の指定

管理者の指定について、原案可決。

議案第 18 号、公の施設（飯南町育苗センター）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 19 号、公の施設（飯南町水稲種子集出荷選穀施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 20 号、公の施設（飯南町きのこ生産施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 21 号、公の施設（酒づくり交流館）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 22 号、公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 23 号、公の施設（都市交流センター）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 24 号、公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 26 号、町道の路線認定について、原案可決。

議案第 27 号、水道事業に関する権利（債権）の放棄について、原案可決。

議案第 31 号、令和７年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第４号）、原案可決。

議案第 32 号、令和７年度飯南町下水道事業会計補正予算（第４号）、原案可決。

議案第 38 号、令和８年度飯南町簡易水道事業会計予算、原案可決。

議案第 39 号、令和８年度飯南町下水道事業会計予算、原案可決。

……

以上であります。

○議長（早樋　徹雄）これで委員長報告を終わります。ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、３番、内藤眞一議員。

○予算特別委員会委員長（内藤　眞一）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　３番、内藤委員長。

○予算特別委員会委員長（内藤　眞一）　はい。

審査報告を行います。

……

令和８年３月 18 日

飯南町議会議長　早樋　徹雄　様

予算特別委員会

委員長　内藤　眞一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条

の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第 28 号、令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号)、原案可決。

議案第 33 号、令和８年度飯南町一般会計予算、原案可決。

……

以上であります。

○議長（早樋　徹雄）　これで委員長報告を終わり、ただちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

日程第２　討論・採決

○議長（早樋　徹雄）　日程第２、討論・採決を行います。

はじめに、討論を行います。

議案第２号、飯南町認知症を理解し寄り添うまちづくり条例の制定についてから、議案第６号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの５件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。

次に、議案第７号、飯南町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 11 号､飯南町観光体験農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの５件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 12 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから。議案第 14 号飯南町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの３件に対する討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員。

○２番（伊藤　好晴）　２番。

私は、議案第 12 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論を行います。

本条例案の内容に、保険料の賦課限度額の見直しがあります。現行の 66 万円を 67 万円に引き上げるものであります。このやり方は、これまで何年もの間繰り返し行われてきたものであります。

これに加え、来年度からは、子ども・子育て支援納付金の徴収が始まります。子ども・子育て支援納付金の賦課限度額は３万円とされております。さらに、賦課金額を上昇させる制度が盛り込まれました。

医療費が増大する中で、賦課限度額を固定したまま必要な保険料収入を確保しようとすると、唯一の手段は、保険料算定の基礎となる「保険料率」の引き上げとなります。賦課限度額の引き上げは、増大する社会保障費用を所得階層間でより公平に再配分するための、制度的な調整措置として位置づけるのが国の考え方であります。

しかし、このやり方では、国保の保険料不公正や構造的課題を根本からただすことができないと考えています。

これまで幾度となく取り上げてきましたが、保険料には、協会けんぽなどの被用者保険と比べて、著しく高くなる大きな要因になっているものがあります。「均等割」「平等割」という保険料算定制度であります。「平等割」については、自治体の判断で導入しないことも可能でありますが、「均等割」につきましては、法律で必ず徴収することが義務づけられております。

この「均等割」につきましては、「まるで人頭税」だとか「子育て支援に逆行している」という批判の声が以前からあります。

“人間の頭数”に応じて課税する人頭税は、古代につくられた税制で、人類史上最も原始的で過酷な税とされております。それが 21 世紀となった今日に至っても公的医療制度に残っているのであります。

この時代錯誤の仕組みこそ、低所得者や家族が多い世帯に対し重い負担を押しつける最大の要因となっています。

今、先行きの見えない異常な物価上昇の中で、「国保料が高過ぎる」「暮らしの展望が見えない」こういう声が日に日に増大しています。その結果、滞納が増えたり、保険料の支払いが大きな負担になっている世帯が増えていたりするのが現状であります。

賦課限度額引上げの際には、必ずと言ってよいほど「低所得層、中間層に配慮する」こういう文言がつけられております。配慮するということであれば、国庫負担率を引き上げ、これはもとに戻せばいいわけであります。以前は２分の１程度国庫負担がありました。国民の負担を軽減すること以外にはないと考えています。限度額引き上げて、一部に負担増を押し

つけることでは解決できません。

真に安心して住める飯南町を目指すなら、国に対して、国保制度の抜本的見直しを強く求めるとともに、それがかなうまでは、国保会計への財政出動を行い、町民の医療・健康を守る手だてを講ずるべきと考えます。

以上、私の意見を含めて表明し、討論といたします。

なお、今議題となっておりませんが、本条例改正が反映される議案第34号、令和８年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算についても反対することを表明して、討論を終わります。

○議長（早樋　徹雄）　次に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員。

○７番（安部　　丘）　７番。

私は、議案第12号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論をいたします。

まず、本条例の改正は、保険料の所得割額の所得割の賦課限度額を１万円引き上げるもの。これによって、低所得者層及び中間所得者層に、より配慮した保険料の負担軽減を行い、高所得者層には上限を定めた中で応分の負担をお願いするものでございます。より幅広い負担軽減を目途に行う改正でございます。

また、あわせまして、保険料全体を考えますと、飯南町国民保険事業におきましては、独自に令和７年度より、国民健康保険基金の１割程度を取り崩しながら、事業費に充当することで保険料全体の負担額を軽減する措置をとっております。

これは、国保事業国保加入者全員に関わる一律に関わる負担軽減措置であり、非常に評価できる措置でございます。

これにより、私はこれらを総合的に判断し、私は本条例改正に賛成の立場で討論をするものです。以上です。

○議長（早樋　徹雄）　ほかに討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号、公の施設（志津見集落活性化施設）の指定管理者の指定についてから議案第25号、公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理者の指定についてまでの11件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号、町道の路線認定についてから議案第27号水道料金に関する権利債権

の放棄についてまでの２件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 28 号、令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号）から議案第 32 号、令和７年度飯南町下水道事業会計補正予算（第４号）までの５件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 33 号、令和８年度飯南町一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 34 号、令和８年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 36 号、令和８年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算までの特別会計３件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 37 号、令和８年度飯南町病院事業会計予算から、議案第 39 号、令和８年度飯南町下水道事業会計予算までの３件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、議案第２号、飯南町認知症を理解し寄り添うまちづくり条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３号、飯南町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

てを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４号、飯南町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号、飯南町滞在型地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７号、飯南町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８号、憩いの郷衣掛の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第９号、都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 10 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、飯南町観光・体験農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決

いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立多数です。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、飯南町交流物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、飯南町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、公の施設（志津見集落活性化施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、公の施設（滞在型市民農園）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、公の施設（飯南町地域農業総合管理施設（頓原農業用機械格納庫））の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、公の施設（飯南町育苗センター）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、公の施設（飯南町水稲種子集出荷選穀施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、公の施設（飯南町きのこ生産施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、公の施設（酒づくり交流館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、公の施設（都市交流センター）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、町道の路線認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和７年度飯南町一般会計補正予算（第８号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和７年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和７年度飯南町病院事業会計補正予算（第５号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和７年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和７年度飯南町下水道事業会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、令和８年度飯南町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和８年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立多数です。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和８年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、令和８年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和８年度飯南町病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、令和８年度飯南町簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和８年度飯南町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３　陳情審査報告

○議長（早樋　徹雄）　日程第３、陳情審査報告を議題といたします。

教育経済常任委員会から陳情審査報告を求めます。

教育経済常任委員会委員長、４番、高橋英次議員。

○教育経済常任委員会委員長（高橋　英次）　議長。４番。

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋委員長。

○教育経済常任委員会委員長（高橋　英次）　はい。

陳情審査報告を行います。令和８年３月 18 日。飯南町議会議長　早樋徹雄様。

教育経済常任委員会　委員長　高橋英次。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第１項の規定により報告します。

記。受理番号、陳情第３号。付託年月日、令和７年 12 月５日。件名、政府に所得補償（直接支払い制度）の実現を求める陳情書。審査の結果、不採択。

以上であります。

○議長（早樋　徹雄）　これで委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

陳情第３号、政府に所得補償（直接支払い制度）の実現を求める陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから陳情第３号、政府に所得補償（直接支払い制度）の実現を求める陳情についてを採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　起立多数です。

よって、陳情第３号は委員長報告のとおり不採択することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。再開は 10 時 15 分といたします。

午前　９時５６分休憩

……

午前１０時１５分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

日程第４に入る前に報告をいたします。

３月17日、議会運営委員会が開催され、追加提出議案については、本日の日程にあらかじめ加えて議題としておりますので、ご報告をいたします。

それでは、ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

それでは、追加提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、執行部側からは、人事の同意案件１件のほか、委員の諮問案件１件の提案となります。このほか、議会側からの発議が１件ございます。

人事の同意案件につきましては、今月末で任期が到来します教育長の任命であり、ご同意をいただきたく提案するものであります。

また、委員の諮問案件につきましては、人権擁護委員１名の推薦について意見を求めるものであります。

最初に、教育長の任命につきまして、現職の大谷哲也教育長は、私が町長に就任して２か月後の令和３年４月１日に就任いただき、前教育長の残任期間２年間、また、令和５年４月１日からは、任期の３年間を現在までお勤めいただいており、この３月の末をもって任期が到来します。したがいましてこれまで５年間、教育長としてお務めいただいたことになります。

令和８年４月１日からの教育長の任命につきましては、私としては、大谷哲也教育長に引き続き教育長の職を務めていただきたく、任命の同意を提案するものであります。

大谷教育長は、この５年間、私の公約であります人口減少対策の中で、特に子どもたちの声が聞こえるまちづくり、少子化対策、そして歴史文化を感じるまちづくりについて、その趣旨をよく理解のうえ、本町の教育振興や教育現場を取り巻く各種の課題解決に積極的に取り組んでこられました。

学校教育では、保小中高一貫教育を推進するうえで、郷土愛を育むふるさと教育やＩＣＴ教育への取組、何よりもこの３年間は、本町の今後の学校教育の方向定めた飯南町教育環境基本方針、飯南町教育環境基本計画の策定にご尽力いただきました。

特に、児童数の減少と校舎の安全性によって志々小学校の頓原小学校への統合については、保護者、そして地域住民などの理解を得るためにも、大変なご努力もいただいたところであります。

また、新たに小学校での給食の無償化にも取り組んでいただきました。

一方で、社会教育におきましては、2030年の国民スポーツ大会、全国障がい者スポーツ大会に向けた準備を着実に進めていただいており、必要な施設整備も新年度から始まります。

また、公民館活動の充実や歴史文化を感じるまちづくりに、こうした事業にも取り組んでいただいたところであります。

このように、本町の教育大綱の基本理念であるふるさと飯南の学びを原点に、一人一人が輝く人づくりを目指して、魅力ある学び、教育環境づくりに取り組まれたと思います。

以上、これまでの実績等について述べさせていただきましたが、教育長の任命につきまして、ぜひともご同意をいただきますようお願い申し上げます。

次に、人権擁護委員の推薦につきましては、任期が満了となる１名の委員につきまして、引き続きその職をお願いしたく、議会のご意見をお伺いするものであります。

以上、提案にあたっての挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

日程第４　同意第６号　教育長の任命について

○議長（早樋　徹雄）　日程第４、同意第６号、教育長の任命についてを議題といたします。

ここで大谷教育長の退席を求めます。

〔大谷教育長　退席〕

○議長（早樋　徹雄）　提出者から提案理由の説明を求めます。

石飛教育次長。

○教育次長（石飛　幹祐）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　石飛教育次長。

○教育次長（石飛　幹祐）　はい。同意第６号をご覧ください。

同意第６号、次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□番地。

氏名、大谷哲也。

生年月日、□□□□年□□月□□日。

令和８年３月17日　提出、飯南町長。

次のページに、教育長に任命したい者の略歴を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

任期は令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間です。

同意第６号については、以上でございます。

○議長（早樋　徹雄）　これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただ今から、同意第６号、教育長の任命についてを採決いたします。起立による採決を行います。

同意第６号、教育長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。

よって、同意第６号については、同意することに決定いたしました。

ここで、大谷哲也君の復席を認めます。

〔大谷教育長　復席〕

○議長（早樋　徹雄）　それでは、ただいま同意いたしました大谷哲也教育長から発言を求められておりますので、これを許します。大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　番外。

議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどは、私の人事案件に同意をいただきまして、誠にありがとうございました。改めまして、職責の重さに身の引き締まる思いでございます。引き続き、議員の皆様のご指導をいただき、そして塚原町長をはじめ、行政部局や学校現場の教職員と力を合わせ、本町の魅力ある教育行政の推進に全力で取り組む所存でございます。

さて、現在、飯南町立小中学校再編検討委員会において、これからの飯南町にふさわしい学校のあり方について議論が始まりました。

そして、令和９年４月の統合が正式決定をしました志々小学校についても、児童の学習環境の変化への対応、今後の志々地区の活性化など、関係の皆様と話合いながら万全を期していかなければなりません。

また、2030 年に開催される国民スポーツ大会ソフトボール競技に向けても、関係者と一丸

となって取り組む必要があります。

このように、教育行政を取り巻く環境は、様々な課題を取り巻いておりますけれども、保小中高一貫教育、ＩＣＴ教育の推進、多様な教育ニーズへの対応、社会教育の推進など、飯南町ならではの強みを活かし、人口減少や少子化に対応できる将来に向けて最適な教育環境をつくってまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。引き続きよろしくお願いをいたします。

日程第５　諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（早樋　徹雄）　日程第５、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津　史昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　野津住民課長。

○住民課長（野津　史昭）　番外。諮問第１号について説明いたします。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、飯南町□□□□□番地。

氏名、石見涼二。

生年月日、□□□□年□□月□□日。

令和８年３月 17 日　提出、飯南町長。

次のページをお願いいたします。委員候補者の略歴を記載しております。人権擁護委員は、法務大臣からの委嘱を受けて就任いただくものとなっておりますが、石見涼二さんは、令和２年７月１日より人権擁護委員に就任され、本年６月 30 日までの現在２期目の在任中であり、引き続き３年間の任期の候補者として推薦するものです。

説明は以上となります。

○議長（早樋　徹雄）　これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、意見を求めます。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　はい。これで意見聴取を終わります。

これより諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。諮問第１号について、適任と思われる方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立全員です。よって、諮問第１号は、適任という意見を付することに決定いたしました。

日程第６　発議第１号、竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書の提出について

○議長（早樋　徹雄）　日程第６、発議第１号、竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○３番（内藤　眞一）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　３番、内藤眞一議員。

○３番（内藤　眞一）　３番。

発議第１号。令和８年３月17日、飯南町議会議長、早樋徹雄様。提出者、飯南町議会議員、内藤眞一。賛成者、飯南町議会議員、安部　丘。

竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成17年飯南町議会規則第１号）第14条第１項の規定により提出します。

３ページ目をご覧ください。説明資料です。

竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書の提出について。

提案理由。本意見書は、竹島の領有権の早期確立に向けた国の取組の強化と、「竹島問題の解決の促進のための特別措置法（仮称）」の制定を求めるため提出するものです。

竹島は歴史的にも国際法上も我が国固有の領土でありますが、昭和27年の李承晩ラインの設定以降、韓国による不法占拠が続いており、我が国の主権が侵害されている状況にあります。

北方領土問題については特別措置法に基づき隣接地域の振興などが進められておりますが、竹島問題については同様の法的枠組みが十分に整備されているとは言えません。

よって、竹島問題の解決の促進と領有権の早期確立に向け、特別措置法の制定及び隣接地

域のみならず、わが郷土島根県の振興等の取組を国に求めるため、本意見書を提出しようとするものです。以上です。

○議長（早樋　徹雄）　意見書案につきましては、事務局長が朗読をいたします。

藤原事務局長。

○議会事務局長（藤原　一也）　はい。そうしますと１ページをご覧ください。

竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書（案）

島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的にも国際法的にも疑いのない我が国固有の領土である。しかしながら、昭和 27 年の「李承晩ライン」の一方的な設定以来、韓国による不法占拠が今日まで続いており、我が国の主権が著しく侵害されている現状にある。

領土問題は国家の根幹に関わる事案であり、一刻も早い領有権の確立は、隠岐の島町のみならず、わが国全体の主権、並びに私たちの郷土島根の豊かな海と安全な暮らしに直結する最優先の課題である。

現在、北方領土に関しては「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置法」に基づき、元島民への支援や隣接地域の振興、国民世論の啓発が国の法的義務として強力に推進されている。一方で、竹島問題については、同様の法的枠組みが十分に整備されているとは言い難い。

竹島周辺海域における漁業秩序の混乱や、地元住民が長年強いられてきた経済的・精神的負担を考慮すれば、竹島問題の解決に向けた取り組みは、単なる外交交渉にとどまらず、国内法的な支援体制の確立が不可欠である。

よって、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記。

１　「竹島問題の解決の促進のための特別措置法（仮称）」の早期制定

竹島問題の解決の促進及び領有権の早期確立に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、北方領土における特別措置法に準じた法的枠組みを速やかに整備すること。

２ 隣接地域としての指定と地域振興策の推進

同法において、隠岐諸島及び島根県全域を竹島問題の「隣接地域」として明確に位置づけること。その上で、同法に基づく広報啓発活動の抜本的強化及び不法占拠により影響を受けている地域の産業振興や基盤整備を国の責任において強力に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和　８年　３月　　日

島根県飯南町議会。以上です。

○議長（早樋　徹雄）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

内藤議員は自席へお帰りください。

○議長（早樋　徹雄）　これより討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員。

○２番（伊藤　好晴）　２番。

発議第１号、竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書の提出について、討論を行います。

私も、この竹島問題は、早期に解決する必要があると考えておりますが、やり方には一定の前提が必要と思っております。そういう意味での討論であります。

竹島問題につきましては、日本共産党は1977年に発表した見解で、①竹島が1905年に島根県に編入されて以来、半世紀にわたって日本領とされてきたこと。②1951年のサンフランシスコ条約第２条ａ項でも、竹島を、朝鮮に対し放棄すべきものの中に含めていなかったことを指摘し、竹島についての「日本の領有権の主張には、国際法上の明確な根拠がある」こういうふうに指摘してまいりました。

同時に、この島の編入の時期は、日本が朝鮮を武力で植民地化していく過程にあった1905年であり、当時、朝鮮の外交権が奪われていたことも考慮して、自国の領土とする韓国側の主張も検討する必要があることを明らかにしてきました。

竹島の領有権問題を解決するためには、何よりも日本の過去の植民地支配への真摯な反省を明確にするべきであり、そうしてこそ、両国間で竹島問題を冷静に話し合う土台をつくることができると思っています。

そのうえで、日本と韓国の双方が持っている歴史的事実をつきあわせて、冷静な外交交渉を日本政府に求めることが重要と考えています。

また、韓国政府は、問題や両国関係を悪化させるような一方的な行動は慎むべきだと考えています。

日本共産党は、領土問題の外交的解決、紛争をエスカレートさせないための行動規範を結ぼうと提案しています。この地域に存在する領土に関する紛争問題の解決にあたっては、歴史的事実と国際法に基づく冷静な外交的解決に徹することが重要と思います。

力による現状変更、武力の行使及び威嚇など、紛争をエスカレートさせる行動を厳に慎み、国際法にのっとり、友好的な協議及び交渉を通じて、紛争を解決するため行動規範を結ぶことを求めます。

領土問題解決そのものは、関係する二つの当時国間での冷静な外交的交渉によって図られるべきであります。同時に、領土に関する紛争をエスカレートさせないための行動規範を、当事国が受け入れ可能な形で、多国間で取り結ぶことが北東アジアの平和と安定の確保にとって重要な意味を持ちます。

なお、2012 年８月 10 日、韓国の李明博大統領が竹島を訪問した際、当時の志位委員長は、記者会見で「日韓両国間の緊張を高めるような行動をとるべきではない。領土問題の解決は、あくまでも歴史的事実と国際法上のルールに基づき、冷静な外交交渉によって解決を図るべき」との立場をとっております。

私は、以上の点を考慮して、本案には賛成いたしかねます。以上であります。

○議長（早樋　徹雄）　次に賛成者から発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員。

○７番（安部　　丘）　７番。

私は発議第１号、竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

まずはじめに、日本の基本的な立場は、竹島は歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土です。

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。

日本は、竹島の領有権をめぐる問題について、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えです。日本はこれにのっとり、日韓間で、口上書を往復し相互に主張を伝達し合いました。

しかしながら、日本は２国間では解決ができないため、国際司法裁判所への付託を 1954 年、1962 年、2012 年に提案してきました。これに対し、韓国は提案を拒否しています。

このように一歩も動いていないこの問題を、１ミリずつでも動かすためには、北方領土と同様に、法的枠組みを整備し、まず日本の基本的な立場を明らかにし、竹島に関する理解を深める啓発活動を強力に推進し、その基礎となる調査研究活動を一層進化させ、またこれらを支える基金の設立など、国による財政的支援が必要不可欠です。

竹島を抱える島根県民の一人として、そして島根県の自治体議会として、領土問題を１ミリでも動かすために行動をとるべきであり、意見書の提出に賛成するものです。

○議長（早樋　徹雄）　ほかに討論の発言はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　４番、高橋議員。反対討論ですか。

○４番（高橋　英次）　賛成討論です。

○議長（早樋　徹雄）　しばらくお待ちください。反対討論はありませんか。

それでは、４番、高橋議員の賛成討論を認めます。

○４番（高橋　英次）　はい。

ただいまより討論を行います。

私は、ただいま上程されました発議第１号、竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書の提出について、地方議会議員の一員として原案に賛成の立場から討論を行います。

先般、２月22日に島根県におきまして、竹島の日記念式典が開催されました。しかし、誠に遺憾ながら、今年も政府閣僚の出席は見送られました。

一方で、北方領土問題におきましては、毎年、北方領土返還要求全国大会に総理大臣をはじめ、閣僚の皆さんが顔をそろえて出席しています。我が国固有の領土でありながら、その扱いにこれほどの格段の差がある現状を、私たちはいつまで看過しなければならないのでしょうか。

本意見書は、島根県町村議会議長会において採択された趣旨に基づき、隠岐の島町議会の意向を重く受け止め、提出されるものであります。竹島問題は単に地図上での線引きの問題ではありません。不法占拠によって、本来享受すべき漁業権が侵害され、地元の経済や生活に影を落としている現状があるわけであります。

県内全域を隣接地域ととらえ直し、島根県民が一丸となって声を上げることは、隠岐の島町だけの問題ではないという連帯の意思表示であり、我々地方議会の責務ではないかと思うわけであります。

重ねて申し述べますと、この現状を打破するためには、地方からの叫びを大きなうねりに変え、政府による腰を据えた外交交渉を強く促す必要があります。

そのためには、当事者であります島根県の全自治体が足並みをそろえ、島根県全域の総意として、この不条理な格差を是正するよう強く訴える必要があります。

この竹島問題を未解決のまま次世代に引き継ぐわけにはいきません。

また、本意見書を採択することは、地方自治の本質を示すことにもなるのではないかと思います。

以上の理由を述べまして、私の賛成討論といたします。以上であります。

○議長（早樋　徹雄）　ほかに討論ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただ今から、起立による採決を行います。発議第１号、竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と、特別措置法の制定を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋　徹雄）　起立多数です。

よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書について、字句、そのほか整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

よって、字句、その他の整備については議長に委任することに決定いたしました。

日程第７　閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋　徹雄）　日程第７、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から目下、それぞれの委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋　徹雄）　これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

議長のお許しをいただきました。閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今月３日に開会した本定例会でありますが、議員各位には連日にわたり慎重にご審議をいただきました。ただいまは、追加の議案も含め、提案いたしました全議案につきまして、原案どおりの可決を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新年度に向けての取組は所信表明で述べたところですが、第３次総合振興計画に掲

げる人口減少社会に適応した持続可能なまちづくりに向けて、特に定住対策に注力することとしております。

そのうえで、喫緊の課題であります物価高騰対策、小中学校の再編、あわせて保育所運営のあり方、高齢者福祉施設の整備、新たな仕組みでもって取り組む人材確保をはじめとして、子育て支援や少子化対策、医療福祉の充実、産業振興、移住定住対策、地域コミュニティの維持、歴史文化を感じるまちづくり、そして脱炭素社会への実現など、継続して取り組む事業も着実に前へ進めていかなければなりません。

先般、開催されました島根大学との共同研究の発表会、飯南ラボフォーラムの基調講演におきまして、人口や経済の縮小を前提としつつ、充実した暮らしを目指す意味を込めた縮充、縮小の縮に、充実の充ですが、縮充についての説明がありました。昨日の中国新聞でも、自治体の縮充広がる地域活性化からの転換と掲載されておりました。

中国地方の自治体の中でも、総合振興計画に盛り込んだ自治体もあり、この縮充マイナスのイメージとして捉えるのではなく、人口減少が避けられない状況に覚悟を持ち、何ができて何ができないかを住民と共有し、地域の営みや住民の生活を充実していかなければならないとの内容でありました。当日私も参加し、グループ討議にも、大学生との意見交換等もありまして、中でいろんな議論いたしました。

その中で、他県の集落運営において、まず、秋祭りですね、そうした重要な行事をやめた事例紹介もありました。これまでと同じことはできないけれど、地域住民がなれ親しんだ場所でどう工夫したら住み続けられるのか。まさに考えさせられる内容でありました。

今年度、中山間地域研究センターと共同で行った調査結果をもちまして、新年度、持続可能なこのコミュニティー運営について、検討を進めてまいります。

現在、国会においては、長引く物価高騰への対策や社会保障や防衛費の拡充など盛り込んだ、過去最大となります122兆円の予算審議が行われております。

また、アメリカ・イスラエルによるイランへの戦争によって、中東情勢が緊迫化しており、石油の高騰が長引くと国民生活への影響が甚大となっていきます。日本は食料やエネルギーの自給率が低いことから、常にこうした心配がつきまといます。

予算の年度内の成立も懸念されているところですが、国民生活に影響を及ぼさないよう、速やかに予算成立してほしいと思います。

冒頭に申し上げましたが、第３次の総合振興計画に基づくまちづくり、「笑顔と誇りを未来へつなぐまち飯南」豊かさの継承と創造への挑戦、この思いを共有し、誰もが本町で安心して暮らしていけるよう、また、この１年が災害もなく明るい話題が多くなることを願い、そして町政の推進に向けては、私を先頭に職員一丸となって、また組織力を結集し、行政運営を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会の本会議、また常任委員会などでいただきましたご指導、ご意見を今後の行政運営に適切に活かし、可決いただきました新年度予算をはじめ、早期の事業執行に努め、住民福祉の向上に努めてまいります。

今後とも、議員各位のご指導、ご協力をお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（早樋　徹雄）　以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和８年第２回飯南町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前１０時５８分閉会
